○外務省令第四号

外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）及び外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）を実施するため、外務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

外務大臣　茂木　敏充

外務省組織規則の一部を改正する省令

外務省組織規則（平成十三年外務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
第一章　内部部局等 **第三節**　アジア大洋州局 （地域調整官及び企画官） **第十七条**　北東アジア第一課に、地域調整官一人及び企画官二人を置く。 2～3　［略］ **第十一節**　領事局 （企画官） **第四十八条**　外国人課に企画官一人を置く。 2　企画官は、命を受けて、外国人課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に参画する。	**第一章**　内部部局等 **第三節**　アジア大洋州局 （地域調整官及び企画官） **第十七条**　北東アジア第一課に、地域調整官一人及び企画官一人を置く。 2～3　［同上］ **第十一節**　領事局 **第四十八条**　削除
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○外務省令第五号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十二条第四項の規定に基づき、住居手当の支給に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

外務大臣　茂木　敏充

住居手当の支給に関する規則の一部を改正する省令

住居手当の支給に関する規則（昭和四十四年外務省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（家賃の額に含めうる費用） **第六条**　［略］ 一～五　［略］ 六　共益費 2　［略］	（家賃の額に含めうる費用） **第六条**　［略］ 一～五　［同上］ ［新設］ 2　［同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○外務省令第六号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十九条第二項の規定に基づき、研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

外務大臣　茂木　敏充

研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令

研修員手当の号の適用に関する規則（昭和四十四年外務省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。